



国土交通省

《発表記者会:東北電力記者会、宮城県政記者会、青森県政記者会》

東北運輸局プレスリリース

2019年3月22日

国土交通省東北運輸局

八戸圏域地域公共交通再編実施計画を認定

八戸圏域地域公共交通再編実施計画について、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)に基づき、2019年3月20日付けで認定を行いましたのでお知らせいたします。

- 地域公共交通再編実施計画とは、路線網の再編を行い地域公共交通ネットワークの再構築を図るための事業（地域公共交通再編事業）を実施するために必要な事項を具体的に定めた計画です。
- 同計画の制度は、平成26年の地域公共交通活性化再生法の一部改正法により創設され、これまでに全国で31件が認定されておりますが（2019年2月末現在）、東北運輸局管内では2件目の認定となります。
- 本計画は、八戸圏域地域公共交通網形成計画（2019年1月策定）に基づき、バス路線の見直しを1次～3次に段階的に実施することとしております。（事業概要は別紙参照）



《問い合わせ先》

東北運輸局 交通政策部 交通企画課
鎌田

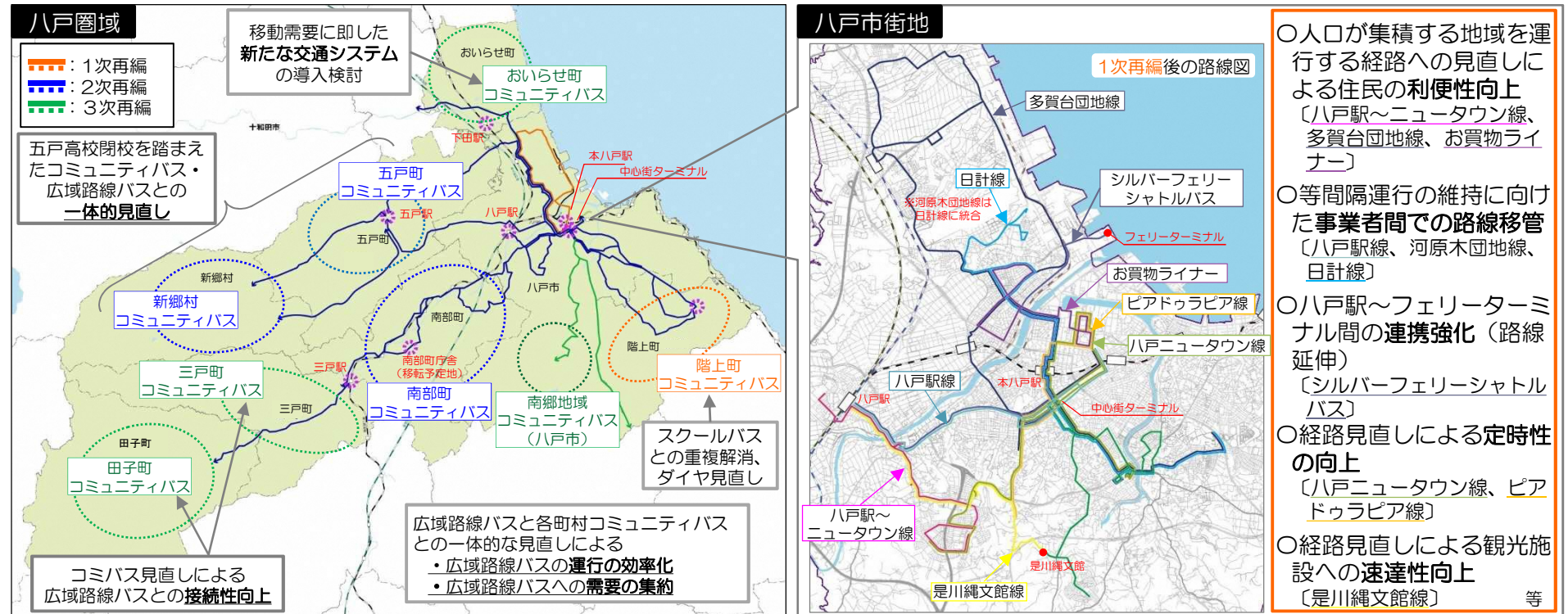
Tel:022-791-7507

八戸圏域地域公共交通再編実施計画(概要)

- 広域路線バスと地域内交通について、路線の重複解消や接続性向上を図るなど一体的に見直し
- 今後、段階的に再編事業を拡大し、より持続性・利便性の高い公共交通ネットワークを圏域全体で形成

【作成主体・計画区域】 八戸市・三戸町・五戸町・田子町・南部町・階上町・新郷村・おいらせ町

【計画期間】 2019年4月1日～2023年3月31日（5年間） ※2次再編：2020年4月/3次再編：2021年4月以降を予定



【主な事業内容】

- **八戸市内幹線軸の利便性向上**
 - 人口が集積する地域を運行する域内交通（路線バス）の見直しによる利便性の向上
 - 本八戸駅の拠点整備に合わせた見直し（長大系統の分割等）による運行の効率化
- **広域路線バスと地域内交通の一体的な見直し**
 - 域内交通から広域路線バスへ運行経路見直し等を通じた需要の集約
 - 広域路線バス・域内交通の役割分担等による運行の効率化（運行回数の適正化等）
- **庁舎移転や高校の閉校に伴う広域路線バス等の見直し**
 - 鉄道、広域路線バス、域内交通等の接続性の向上等による圏域住民の移動ニーズへ対応

【1次再編による変化】

- 1日あたり運行回数（平均）
再編前901.6回
⇒再編後879.4回
- 収支率
再編前66.0%
⇒再編後66.4%



東交交第96号
東自旅一第776号

認 定 書

八戸市長	小林 眞 殿
三戸町長	松尾 和彦 殿
五戸町長	三浦 正名 殿
田子町長	山本 晴美 殿
南部町長	工藤 祐直 殿
階上町長	浜谷 豊美 殿
新郷村長	桜井 雅洋 殿
おいらせ町長	成田 隆 殿

平成31年1月31日付八都第351-1号で申請のあった地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)に基づく地域公共交通再編実施計画については、同法第27条の3第2項の規定により認定する。

平成31年3月20日

東北運輸局長 吉田 耕 一 郎

